東京電力(株) 福島第二原子力発電所

平成24年度 不適合管理委員会報告情報(平成24年 7月27日(金)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成24年 7月27日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

 区分 I:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 その他:
 3 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1		消防活動で使用する資機材の点検状況確認において、防火管理要領で点検対象としている資機材の一部に点検未実施が確認されたため、当該資機材の点検及び対応検討。	GΙ	
2		防火管理要領において、委託先の初期消火要員に対する通報連絡するこの記載がないため、具体的な 手段(電話連絡する)を当該防火管理要領へ反映。	対象外	
3	その他	防火管理要領において、指示文書による要求事項である「複数同時火災に対する消火対象の優先順位を考慮した消火活動を行う」について本要領への未反映であることが認められたため、当該防火管理要領へ反映。	GΙ	